

平成 23 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ァ ン ケ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 成 松 義 文
社 長 執 行 役 員
(コード番号:4921 東証第1部)
問 合 せ 先 取 締 役 常 務 執 行 役 員 島 田 和 幸
管 理 本 部 長
(T E L 045-226-1200)

ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条第 1 項の規定に基づき、当社の使用人および当社子会社の使用人に対して付与するストック・オプションの具体的な内容について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社グループの業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とする。

2. 新株予約権の名称

株式会社ファンケル第 9 回新株予約権

3. 新株予約権の個数

10,926 個

4. 新株予約権の目的たる株式の総数

当社株式 1,092,600 株(新株予約権 1 個あたり 100 株)

ただし、割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、当社は次の算式により新株予約権 1 個あたりの株式の数(以下、付与株式数という。)を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

5. 新株予約権を割り当てる日(以下、割当日という。)

平成 23 年 10 月 3 日

6. 新株予約権にかかる払込み

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

平成 23 年 10 月 3 日に決定する。

(1 株あたりの払込金額は、9 月 1 日～9 月 30 日の当社普通株式の終値の平均値と 10 月 3 日の終値のいずれか高い金額とする。)

ただし、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、募集株式の発行または処分を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

8. 新株予約権の行使期間

平成25年9月13日から平成28年9月12日まで

9. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役員または使用人でなければならない。ただし、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役員が任期満了により退任した場合、当社または当社の関係会社の使用人が定年により退職した場合、当社および関係会社間で転籍した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (3) 新株予約権者は、当該新株予約権に関し当社との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めに従うものとする。

10. 新株予約権の取得の事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会の決議により決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が退任その他の事由により権利行使をすることができなくなったときは、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で当該新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の承認を要するものとする。

12. 一株未満の端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

13. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

増加する資本金の額は、会社計算規則所定の資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を控除して得た額とする。

14. 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 4.ただし書に準じて決定する。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上調整される行使価額に上記②にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。

④新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑥その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

15. 新株予約権の割当てを受ける者(予定)

当社の使用人および当社子会社の使用人合計 3,156 名

以 上